

〔事由A：生計維持者が死亡〕

家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 給付奨学金確認書【原本】	申請者→学校→JASSO（採用後）	
2. 給付奨学金申請書（家計急変採用）【原本】	申請者→学校→JASSO	
3. マイナンバー提出書類	申請者→JASSOの指定する提出先	

※1 1と2はA3用紙1枚でつながっています。それぞれに分けて（A4サイズに切って）、学校へ提出してください（学校は2を申請時に、1を採用後にJASSOへ提出します）。

※2 1～3は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在
学校から受け取ってください。

■家計急変事由Aに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 次の <u>いずれか</u> 。 (1) 戸籍謄本（抄本）【コピー可】 (2) 住民票除票（死亡日記載）【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

■該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 次の <u>いずれか</u> 。 (1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等	申請者→学校→JASSO	
6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の 証明書類 次の <u>いずれか</u> 。【いずれもコピー可】 (1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等 ※ JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】 でも可。	申請者→学校→JASSO	

(2023.04)

〔事由B：生計維持者が事故又は病気により半年以上就労困難〕 家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 給付奨学金確認書【原本】	申請者→学校→JASSO（採用後）	
2. 給付奨学金申請書（家計急変採用）【原本】	申請者→学校→JASSO	
3. マイナンバー提出書類	申請者→JASSOの指定する提出先	

※1 1と2はA3用紙1枚でつながっています。それぞれに分けて（A4サイズに切って）、学校へ提出してください（学校は2を申請時に、1を採用後にJASSOへ提出します）。

※2 1～3は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学校から受け取ってください。

■家計急変事由Bに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 次のすべて。【いずれもコピー可】 (1) 次の3点の記載がある医師の診断書 ① 就労困難であること ② 就労困難の期間が半年以上であること ③ 就労困難な状況が開始した年月日 (2) 傷病休職中であることの証明書 （休職開始日及び終了日の記載があるもの）	申請者→学校→JASSO	

※1 上表(2)の証明書は勤務先の任意の様式で構いませんが、勤務先が差し支えない場合はJASSO所定様式「（様式）休職証明書（家計急変採用提出用）」をご利用ください。

※2 自営業者等は上表(2)の証明書として、JASSO所定様式「（様式）事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書」を作成し、提出してください。

■収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】</p> <p>家計急変事由発生月の翌月分～申請月前月分</p> <p>ただし、事由発生当月又は翌月に申請する場合は、事由発生当月の1か月分</p> <p>※最大12か月分</p>	申請者→学校→JASSO	

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（家計急変採用）」22ページを参照してください。

■該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>6. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】</p> <p>(2) 特別永住者証明書【コピー】</p> <p>(3) 住民票の写し【原本】等</p>	申請者→学校→JASSO	
<p>7. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行）</p> <p>(2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）</p> <p>(3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※ JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可。</p>	申請者→学校→JASSO	

(2023.04)

〔事由C：生計維持者が非自発的失業〕

家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 給付奨学金確認書【原本】	申請者→学校→JASSO（採用後）	
2. 給付奨学金申請書（家計急変採用）【原本】	申請者→学校→JASSO	
3. マイナンバー提出書類	申請者→JASSOの指定する提出先	

※1 1と2はA3用紙1枚でつながっています。それぞれに分けて（A4サイズに切って）、学校へ提出してください（学校は2を申請時に、1を採用後にJASSOへ提出します）。

※2 1～3は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■家計急変事由Cに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>4. 雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面） 【コピー可】</p> <p>※ 被雇用者であっても傷病手当金を受給中である等の理由で雇用保険受給資格者証の発行を受けられない場合は、次の2つの証明書類</p> <p>(1) 雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）</p> <p>(2) JASSO所定様式「（様式）雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」</p> <p>●離職理由コードは次のものに限る。</p> <p>11(1A)、12(1B)、21(2A)、22(2B)、23(2C)、31(3A)、32(3B)、33(3C)、34(3D)</p>	申請者→学校→JASSO	

※ 申請日（スカラネット入力完了日）現在で非自発的失業の状況が継続していることが要件となり、申請日（スカラネット入力完了日）現在で再就職等をしている場合は、家計急変の支援対象外です。

■収入に関する証明書類（該当者のみ）

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】</p> <p>家計急変事由発生月の翌月分～申請月前月分</p> <p>ただし、事由発生当月又は翌月に申請する場合は、事由発生当月の1か月分</p> <p>※最大12か月分</p>	申請者→学校→JASSO	

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（家計急変採用）」22ページを参照してください。

■該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>6. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】</p> <p>(2) 特別永住者証明書【コピー】</p> <p>(3) 住民票の写し【原本】等</p>	申請者→学校→JASSO	
<p>7. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行）</p> <p>(2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）</p> <p>(3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※ JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可。</p>	申請者→学校→JASSO	

(2023.04)

〔事由D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合〕 家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 給付奨学金確認書【原本】	申請者→学校→JASSO（採用後）	
2. 給付奨学金申請書（家計急変採用）【原本】	申請者→学校→JASSO	
3. マイナンバー提出書類	申請者→JASSOの指定する提出先	

※1 1と2はA3用紙1枚でつながっています。それぞれに分けて（A4サイズに切って）、学校へ提出してください（学校は2を申請時に、1を採用後にJASSOへ提出します）。

※2 1～3は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■家計急変事由Dに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 罹災証明書【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

■収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
5. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】 家計急変事由発生月の翌月分～申請月前月分 ただし、事由発生当月又は翌月に申請する場合は、 事由発生当月の1か月分 ※最大12か月分	申請者→学校→JASSO	

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（家計急変採用）」22ページを参照してください。

■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>6. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>7. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の 証明書類 次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等 ※ JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可。</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	

(2023.04)

〔事由 E : 暴力等からの避難〕

家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■ 全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 給付奨学金確認書【原本】	申請者→学校→JASSO（採用後）	
2. 給付奨学金申請書（家計急変採用）【原本】	申請者→学校→JASSO	
3. マイナンバー提出書類	申請者→JASSOの指定する提出先	

※1 1と2はA3用紙1枚でつながっています。それぞれに分けて（A4サイズに切って）、学校へ提出してください（学校は2を申請時に、1を採用後にJASSOへ提出します）。

※2 1～3は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■ 家計急変事由 E に対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）	申請者→学校→JASSO	

※1 事由 E の申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第36条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者(避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む)

※2 所定の様式は、次のページに掲載しています。

ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>被災・家計急変時の申込み手続き(家計急変採用、緊急・応急採用)>家計急変採用－給付奨学金（返還不要）>家計急変採用－給付奨学金（返還不要）の申込み方法

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomirinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html



■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の 証明書類 次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等 ※ JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】 でも可。</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	

(2023.04)